第3章 障害福祉サービスの見込量と確保のための方策

障害者自立支援法に基づく新体系サービスでは、在宅生活を支援する「訪問系サービス」、施設への通所や入所施設での昼間のサービスである「日中活動系サービス」、入所施設での夜間のサービスやグループホームなどの「居住系サービス」に大別されます。さらに、市町村が地域の実情に応じて行う地域生活支援事業があります。

旧 体 系

在宅サービス

ホームヘルプ

(身体障害・知的障害・精神障害・障害児) デイサービス

(身体障害・知的障害・精神障害・障害児) ショートステイ

(身体障害・知的障害・精神障害・障害児) グループホーム

(知的障害・精神障害)

施設サービス

重症心身障害児施設(障害児)

療護施設(身体障害)

更生施設(身体障害・知的障害)

授産施設

(身体障害・知的障害・精神障害)

福祉工場

(身体障害・知的障害・精神障害)

通勤寮(知的障害)

福祉ホーム

(身体障害・知的障害・精神障害)

生活訓練施設(精神障害)

新体系

訪問系サービス

居宅介護 重度訪問介護 行動援護

重度障害者等包括支援

短期入所(ショートステイ)



日中活動系サービス

生活介護

自立訓練 (機能訓練)

自立訓練(生活訓練)

就労移行支援

就労継続支援(A型・雇用型)

就労継続支援(B型・非雇用型)

療養介護

児童デイサービス



居住系サービス

共同生活援助 (グループホーム) 共同生活介護 (ケアホーム) 施設入所支援

地域生活支援事業

- ■相談支援事業
- ■コミュニケーション支援事業
- ■日常生活用具給付事業
- 移動支援事業
- 地域活動支援センター事業



1.障害福祉サービスと相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

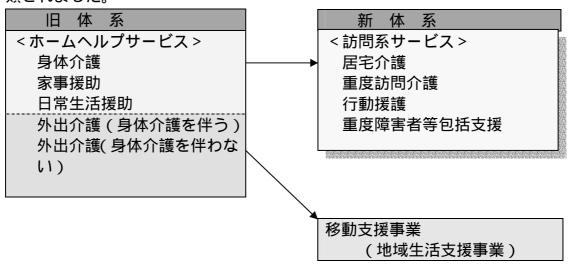
1.ホームヘルプサービス(訪問系)の必要量について

(1) サービスの概要

居宅介護	自宅で介護が必要な人に、入浴や排せつ、食事などの介 助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を要する人に自宅で入 浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の支援を総合 的に行います。
行 動 援 護	知的障害または精神障害により行動上の障害のある人 などに、外出の前後に危険を回避するために必要な支援を 行います。
重度障害者等包括支援	寝たきり状態などの介護の必要性がとても高い人に、居 宅介護などの複数のサービスを組み合わせて包括的に支 援を行います。

(2) 算定の考え方

従来のホームヘルプサービスは障害者自立支援法の施行に伴って、事業の組替えが行われ、4つの訪問系サービスと地域生活支援事業の移動支援事業に分類されました。



4つの訪問系サービスの必要量は、旧体系における身体介護・家事援助・日常生活援助サービスにかかる平成15年度から平成18年9月までの利用時間数・利用人数の推移を基礎に、入所施設から地域生活への移行および退院可能な精神病院入院患者の地域生活への移行の人数を加味して算定します。

<過去の実績>

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年 4~9 月
年間利用時間	13,162	25,047	31,173	15,168
利 用 人 数	81	110	131	138
平均利用時間	162.5	227.7	238.0	109.9

旧体系の外出介護分は除いて算出

(3) サービスの必要見込み量

*算定式:利用人数×平均利用時間

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
年間利用時間	31,200	32,766	34,327	39,008
利用人数	140	147	154	175
平均利用時間	222.9	222.9	222.9	222.9

4つの訪問系サービスの合計

2. 短期入所(訪問系)の必要量について

(1) サービスの概要

<i>k</i> = +10 \ cr	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間・夜間を
短期入所	含め施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

(2) 算定の考え方

短期入所の必要量は、平成15年度から平成18年9月までの利用日数・利用人数の推移を基礎に、入所施設から地域生活への移行および退院可能な精神病院入院患者の地域生活への移行の人数を加味して算定します。

<過去の実績>

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年 4~9 月
年間利用日数	1,757	1,827	2,741	1,579.5
利 用 人 数	77	87	91	58
平均利用日数	22.8	21.0	30.1	27.2

(3) サービスの必要見込み量

*算定式:利用人数×平均利用日数

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
年間利用日数	3,200	3,346	3,489	3,916
利 用 人 数	90	94	98	110
平均利用日数	35.6	35.6	35.6	35.6

3.施設の新体系サービス(日中活動系・居住系)の必要量について

(1) サービスの概要

【日中活動系サービス】

「ロヤ/ロ劉ホソー	
生活介護	常に介護が必要な人に、昼間、入浴・排せつ・食事の 介護等を行うとともに、創作活動や生産活動の機会を提 供します。
自 立 訓 練 (機能訓練)	地域生活を営む上で一定の支援が必要な身体障害者に、 理学療法・作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行 訓練・コミュニケーション・家事等の訓練を行います。
自立訓練(生活訓練)	地域生活を営む上で一定の支援が必要な知的障害者・精 神障害者に、食事や家事等日常生活能力を向上するための 支援を行います。
就労移行支援	一般企業への就労を希望する人などに、一定期間、就労 に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行 います。
就労継続支援 (A 型)	一般企業での就労が困難な人などに、雇用契約に基づいて就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上を図り、一般就労への移行に向けて支援を行います。
就労継続支援 (B 型)	一般企業での就労が困難な人などに、就労の機会や生 産活動の機会を提供し、就労に必要な知識・能力の向上 のための支援を行います。
療養介護	常時介護を必要とする障害者のうち、長期の入院による 医療ケアを必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上 の管理、看護および日常生活上の介護を行います。

【居住系サービス】

共同生活援助 (グループ ホーム)	就労し、または就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者・精神障害者で、地域において自立した日常生活を希望する人に、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
	住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

共同生活介護 (ケアホーム)	生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している 知的障害者・精神障害者で、地域において自立した日常生 活を希望する人に、夜間や休日、共同生活を行う住居で、 入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事 の介護などを行います。

(2) 算定の考え方

障害者自立支援法の施行に伴い、従来の施設サービスは今後新体系の日中活動系・居住系サービスに移行することになることから、サービスの必要量については、新体系への移行を踏まえて算定するものとします。

平成18年9月末時点で利用されている施設は下記に示すとおりであり、これらの施設が今後、新体系のサービスに移行していきます。

<施設サービスの利用状況(市外施設含む)> 平成18年9月末時点

		7-70 : = 1 = 7 3 - 1 :: 371
施設区分	施 設 数	利用人数
身体障害者療護施設	9	2 6
身体障害者入所更生施設	5	8
身体障害者入所授産施設	6	8
身体障害者通所授産施設	4	1 3
身体障害者筋ジス療養施設	1	3
知的障害者入所更生施設	4 6	1 5 9
知的障害者通所更生施設	6	3 3
知的障害者入所授産施設	4	8
知的障害者通所授産施設	1 1	7 9
知的障害者通勤寮	1	1
心身障害者地域デイケア施設	2 2	1 3 7
精神障害者小規模作業所	5	6 1
精神障害者地域生活支援センター	1	4 4
精神障害者生活訓練施設(援護寮)	1	3
重症心身障害児施設	1	2 4
計	1 2 3	6 0 7

そこで、施設の新体系サービスの必要量は、施設に対する移行計画調査の結果を踏まえ、さらに入所施設から地域生活への移行、入所施設の待機者、退院可能な精神病院入院患者の地域生活への移行および養護学校卒業生のサービス利用予想を加味して算定します。

(3) サービスの必要見込み量

必要量の単位:人日分(1ヶ月当り)

	平成 18 年度 平成 19 年度		平成 20 年度		平成 23 年度			
	人数	必要量	人数	必要量	人数	必要量	人数	必要量
生活介護	3	66	65	1,430	82	1,804	261	5,742
自 立 訓 練 (機能訓練)	1	22	3	66	3	66	9	198
自 立 訓 練 (生活訓練)	0	0	5	110	6	132	29	638
就労移行支援	3	66	10	220	18	396	32	704
就労継続支援 A 型	0	0	2	44	2	44	4	88
就労継続支援 B 型	1	22	12	264	46	1,012	158	3,476

上記の施設サービスは継続的に利用されることが多いために必要量は 1ヶ月の総利用日数で算定する。

(例)生活介護:3名×22日(月間の利用日数)= 66人日分

必要量の単位:人分(1ヶ月当り)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
療養介護	3	3	3	27
共同生活援助 共同生活介護	25	31	37	54
施設入所支援	6	34	49	205

4. 児童デイサービス(日中活動系)の必要量について

(1) サービスの概要

児 童 デイサービス

療育を必要とする障害児に対して、日常生活の基本的な 動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。

(2) 算定の考え方

児童デイサービスは、平成15年度から平成18年9月までの利用状況を基礎に必要量を算定します。

<過去の実績>

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年 4~9 月
年間利用日数	0	0	16	0
利用人数	0	0	1	0

(3) サービスの必要見込み量

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
年間利用日数	7	7	7	7
利 用 人 数	1	1	1	1

5.相談支援の必要量について

(1) サービスの概要

サービス利用 計 画 の 作 成 長期間の入所・入院から地域生活に移行しようとする 人、および家族や周囲からの支援が得られず具体的な生 活設計が困難な人に、サービス利用の斡旋、調整、生活 全般の相談を行うため、サービス利用計画を作成します。

(2) 算定の考え方

施設や病院から地域移行した人や単身者、重度障害者包括支援サービス利用者を対象にサービス利用計画作成の見込み件数を算定します。

(3) サービスの必要見込み量

単位:人分

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
月間利用件数	0	8	12	24

2. 障害福祉サービスと相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

1.訪問系サービスの充実

(1) サービス事業者への情報提供

障害福祉サービスや相談支援の提供基盤を確保するため、これらのサービス 事業者の把握に努めるとともに、広く、情報提供を行うことなどにより、多様 な事業者の参入を促進します。

(2) サービス内容の充実

障害の種別にかかわらず、必要に応じて、適切なサービスが受けられるよう、利用の斡旋、調整などの支援を行います。また、質の高いサービスが提供できるよう、研修等により従事者の資質の向上を図るとともに、公正・中立な立場から福祉サービスを評価する第三者評価の導入を促進します。

2.日中活動系サービスの充実

(1) 日中活動系サービスへの移行促進

日中活動系サービスの充実を図るため、新体系移行支援事業等を活用しなが ら、既存施設の新体系サービスへの円滑な移行を進めます。

(2) 地域デイケア施設等の移行支援

地域デイケア施設や精神障害者小規模作業所が、生活介護や就労継続支援などの障害福祉サービス事業所や地域活動支援センターに円滑に移行できるよう、施設整備に対する補助を行います。また、すぐに移行できない施設については、運営費等の補助を行います。

3.居住系サービスの充実

(1) グループホーム・ケアホームの設置促進

障害者の地域生活への移行を進めるため、地域における居住の場であるグループホーム(共同生活援助)やケアホーム(共同生活介護)の設置について、国の障害者自立支援法円滑施行特別対策を活用し、社会福祉法人や NPO 法人等に働きかけていきます。

(2) グループホーム等の利用促進

グループホームやケアホーム等での暮らしを体験するための補助を行い、障害者の地域生活への移行を支援します。

4. 一般就労への移行等の推進

(1) 一般就労への移行支援

福祉施設から一般就労への移行を進めるため、就労移行支援や就労継続支援のサービス事業者が円滑な事業展開が図れるよう、新体系移行支援事業により、 運営等に対する支援を行います。

また、障害者就労支援センターにおいて、サービス事業者への相談支援を行うとともに、就職後の職場定着のための事業所巡回や離職後の再就職のための相談など、次につなげる支援を行います。

(2) 就労支援事業の充実

障害者の一般就労を推進するため、企業やハローワーク等関係機関と連携を 図りながら、障害者就労支援センターにおいて就労相談や職場開拓など障害者 の適性にあった就労支援を行います。また、地域適応支援事業を通して、一般 就労が困難な障害者の職場参加や職場実習を進めます。

5. 相談支援の整備

(1) サービス利用計画の支援

障害福祉サービスの円滑な利用を図るため、利用計画をたてることが困難な 方に、指定相談支援事業所においてサービス利用計画を作成します。

6. 障害者自立支援法の円滑な施行

(1) 利用者負担の軽減

利用者負担の各種軽減措置について利用者への周知を図り、制度の適正な運用に努めます。また国の障害者自立支援法円滑施行特別対策に基づき、通所施設や在宅サービス利用者等について、利用者負担のさらなる軽減を行います。

(2) 事業者に対する激変緩和措置の実施

サービス事業者の安定的運営を確保するため、国の障害者自立支援法円滑施行特別対策に基づき、報酬額の支援を行います。